

草津市国土強靱化地域計画

～強くしなやかな草津市へ～

令和2年

草津市

(確定版)

<目次>

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本的な方針
- 3 他計画との関係
- 4 計画の進め方と基本目標

第2章 草津市の地域特性

- 1 位置および面積
- 2 地勢
- 3 地質
- 4 気象
- 5 人口
- 6 土地利用
- 7 建築物
- 8 産業
- 9 道路・交通量
- 10 危険物施設
- 11 消防水利施設と消防団の現状

第3章 脆弱性評価

- 1 評価の方法等
- 2 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定
- 3 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定
- 4 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価
- 5 リスクに対する施策推進方針の検討

第4章 起きてはならない事態の重点化

第5章 施策推進方針の重点化

推進方針

第6章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進
- 2 進行管理
- 3 計画の見直し

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

別紙2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧

別紙3 施策項目別事業一覧

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」が平成25年12月に公布・施行されました。

基本法第10条においては、今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に強い国土および地域を作るため、「国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を他の国土強靱化にかかる国の計画等の指針となるべきものとして定めて、平成26年6月に国において、国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」といいます。）が策定されたところであります。

また、基本法第13条において「都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を定めることができるとされています。

これまで、近年で、草津市域に被害を及ぼした地震災害として、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（草津市域は震度5）があり、矢橋帰帆島内において液状化による通行制限や一部の地域で墓石等の倒壊被害が発生しています。

また、明治24年の濃尾地震では、栗太郡志津村（現草津市青地町付近）で「亀裂より泥水を噴出したところが7箇所もあった。」との報告もあり、おそらく地盤の液状化に起因するものと考えられ、甚大な被害を受けました。

また、風水害については、昭和9年9月室戸台風によるものが最大で、市域では山田小学校が倒壊している。さらに昭和28年の台風13号によっても被害をうけています。一方、天井川の破堤による洪水氾濫では、昭和5年・昭和13年・昭和30年・昭和36年・昭和40年・昭和42～45年・昭和47年にかけて頻発しています。琵琶湖の水位上昇による湖辺の浸水は明治時代を通してしばしば繰り返され、琵琶湖全体で3000町歩以上の浸水は年間に16回を数えました。

こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるか分からない大規模な自然災害に対して、被害を最小限に抑えるなどの対策を平時から行うことが肝要であります。

草津市においては、「琵琶湖西岸断層帯」などの活断層による地震、「南海トラフ地震」等をはじめとした地震や、強力な台風や局地的な大雨、集中豪雨等の風水害への対応が大きな課題となっています。

その一方、人口減少や少子高齢化の進行等により将来的に財政状況が厳しくなることが懸念され、今後老朽化した公共施設等の更新・維持等が難しくなることも課題となっています。

また、総合的な行政の指針となる「草津市総合計画」においてもこうした災害などへの不安を取り除き、安全・安心の実現に向けて、解決すべき課題を踏まえて事業や施策を推進します。

こうしたことから、草津市も基本法の理念に賛同し、「草津市国土強靱化地域計画（以下「市強靱化地域計画」といいます。）」を策定します。

2 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災、減災及びその他迅速な復旧復興などに資する大規模自然災害に備えた草津市全体にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災、平成30年7月豪雨など、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の視点に基づき草津市の国土強靱化を推進します。

(1) 国土強靱化の取り組み姿勢

短期的な視点によらず、長期的な視野をもって計画的に取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

災害リスクから、市民の命を守り被害を最小限に抑えるため、草津市の特性に合ったハード対策及びソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進します。

非常時に防災・減災などの効果を発揮することはもちろん、平時においても有効に活用される対策となるようにします。

自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組みます。

(3) 効率的な施策の推進の観点からの施策の重点化

将来的に予想される人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化などを踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、財政資金の効率的な投資による施設の持続的な運用に配慮して施策の重点化を図ります。

(4) 市強靱化地域計画の位置付け

市強靱化地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、草津市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定し、滋賀県国土強靱化地域計画とも連携を図っていきます。

なお、市強靱化地域計画は、市政の基本方針である「草津市総合計画」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「草津市地域防災計画」等と連携を図りながら、草津市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置づけるものとなります。

また、平成28年3月に策定した「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても、相互に連携し、相乗効果を図るものとします。

なお、基本法第14条の規定に基づき、市強靱化地域計画は国基本計画と調和が保たれたものとします。

3 他の計画との関係

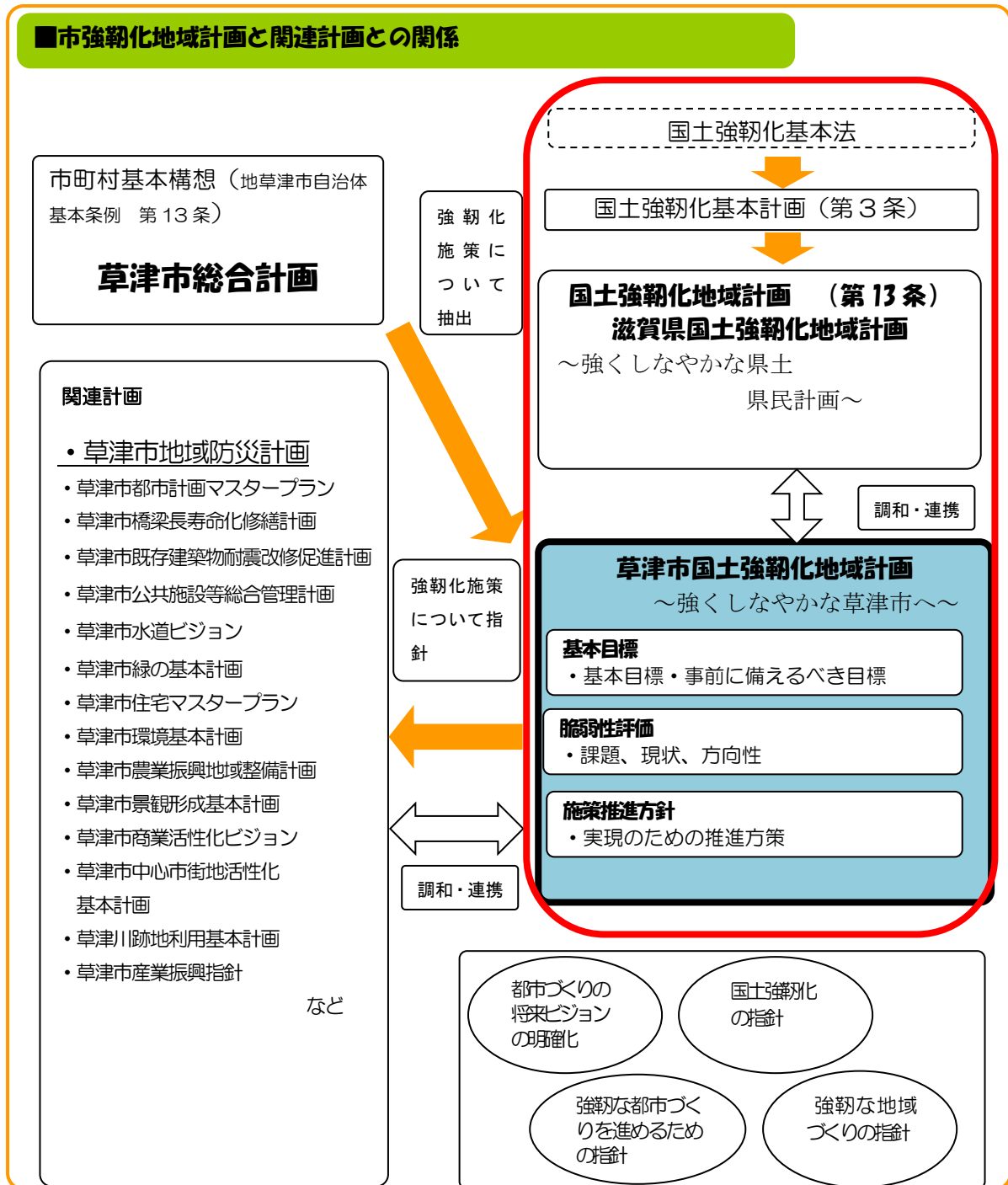
(1) 草津市総合計画との関係

市強靱化地域計画は、他の計画に対して指針性を有し、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であるため、草津市総合計画に基づき市強靱化地域計画と整合・調和を図っていき、草津市総合計画の中での強靱化に関する部分について、抽出・取り出

しをしたものとしします。

また、両計画の方向性を合わせ、力強く施策の推進していくため、施策の進捗管理・KPIの設定についても、整合・調和を保ち、設定するものとしします。

上記の観点から、市強靱化地域計画は、原則として、総合計画の見直しに合わせ、改定を行うものとしします。（大規模災害発生等の外部環境の急激な変化が起こった場合を除く）



(2) 草津市地域防災計画との関係

市強靱化地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することから、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく地域防災計画に対しても指針となります。従って、地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

市強靱化地域計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴があります。

① 検討のアプローチ

地域防災計画では、災害種類ごと（地震編、風水害編）に検討を行います。市強靱化地域計画では、国土利用や経済社会システムの強靱性に着目し、地域をいかなる自然災害などが起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点からアプローチを行います。

② 対象とするフェーズ

地域防災計画では、発災前・発災後を対象としますが、市強靱化地域計画では、発災前における（＝平時の）施策を対象とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としません。ただし、発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象になります。

③ 脆弱性の評価に基づく対策の検討

地域防災計画になく、市強靱化地域計画に特有の視点として、あらゆるリスクを想定しながら「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を明らかにします。

目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定し、脆弱性の評価を行ったうえでこれに基づき対策を検討します。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものとなります。

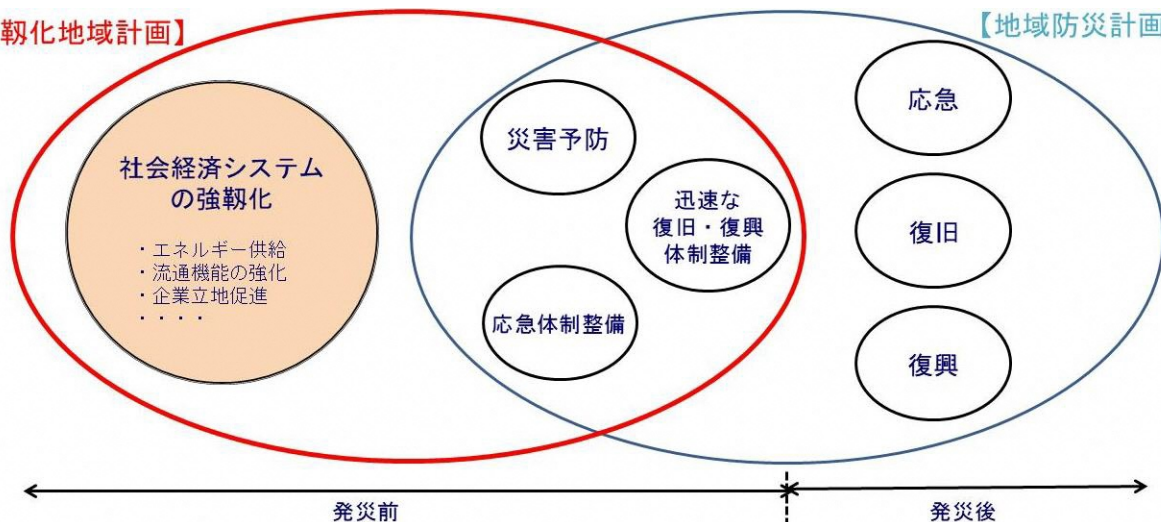
④ 重点化と進捗管理

地域防災計画になく、市強靱化地域計画に特有の視点として、施策の重点化・優先順位付けを行い、進捗管理を適切に実施できるようにします。なお、個別の事業を記載した場合は、事業についても同様とします。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	<u>地域で想定される自然災害全般</u>	災害種類ごと（地震編、風水害編）
対象とするフェーズ	発災前	発災前・発災後
脆弱性の評価に基づく対策の検討	<u>脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策</u>	—
重点化と進捗管理	○	—

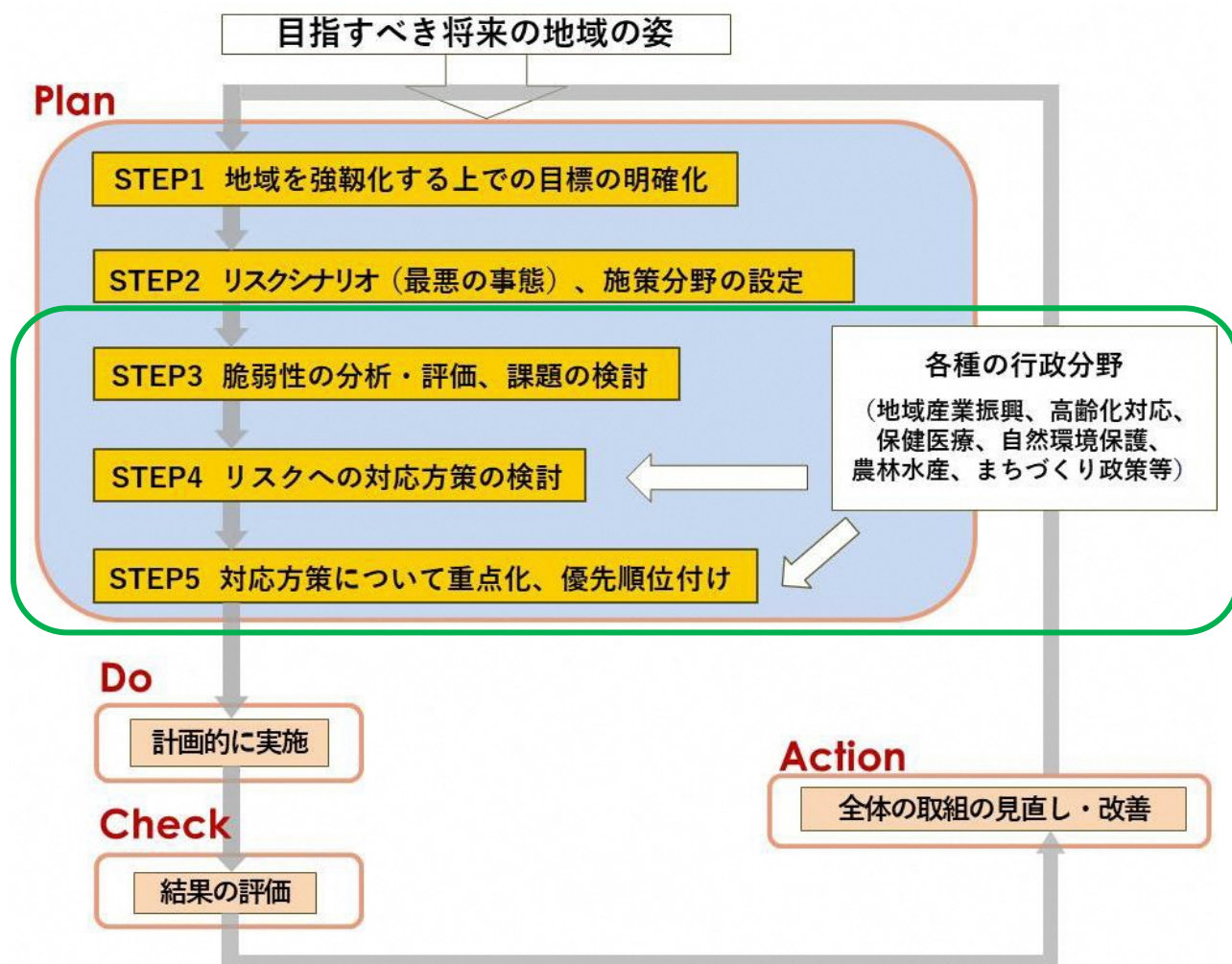
【強靱化地域計画】

【地域防災計画】



4 計画の進め方と基本目標

国土強靱化は、PDCAサイクルを繰り返して取組を推進することとなっています。市強靱化地域計画については、滋賀県国土強靱化地域計画の検討方法を参考に以下の図のとおりといたします。



(1) 地域を強靱化する上での基本目標の設定【STEP1】

市強靱化地域計画における基本目標として、県基本計画と同様に次のとおり定めま
す。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標【STEP1】

県基本計画と同様に、大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化
した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活
環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め
るとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

災害が発生した場合、災害発生時、発生直後、復旧、復興の時間的な経過要素を持っ
ており、8つの「事前に備えるべき目標」は以下のような時間軸で対応するようにしま
す。

	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
①	直接死を最大限防ぐ			
②		救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
③		必要不可欠な行政機能は確保する		
④		必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		
⑤		経済活動を機能不全に陥らせない		
⑥		ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
⑦			制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
⑧			社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	

(3) 計画期間

市強靱化地域計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、草津市総合計画などに合わせ、改定するものとします。

第2章 草津市の地域特性

1 位置および面積

草津市は、滋賀県の南東部いわゆる湖南地域にあり、北は守山市、東は栗東市、南は大津市、そして市の西側は日本最大の湖である琵琶湖に接しています。

東西約 10.9km、南北約 13.2km、面積は 67.82km² で、草津市を中心とした 50 km圏内には奈良、京都、大津、彦根を含み、100 km圏内には西は大阪、神戸、東は名古屋、岐阜という近畿圏、中部圏の大都市を包括します。

方位	地名	経度・緯度	距離	隣接地名
極東	山寺町	東 経 135 度 59 分 58 秒	10.9 km	栗 東 市
極西	琵琶湖	東 経 135 度 53 分 16 秒		琵琶湖(大津市)
極南	笠山 7 丁目	北 緯 34 度 58 分 18 秒	13.2 km	大 津 市
極北	琵琶湖	北 緯 35 度 05 分 17 秒		琵琶湖(守山市)

2 地勢

草津市は、全般的に琵琶湖に注ぎ込む中小河川の土砂運搬・体積により形成された沖積低地上に生活圏が展開されているため、地盤は一般的に軟弱な地域が多く、ひとたび大規模な地震が発生した場合は、強い地震動を受け、建物やライフラインなどが破壊され、大きな混乱を招く可能性があります。

また、近年、後背低地の盛土による都市化や丘陵地での大規模造成が行われており、人工改変部の盛土崩壊や液状化が懸念されます。

草津市の地形は、山地、丘陵地、段丘、沖積低地に区分されます。市域南部は、田上・信楽山地に連なる標高 237.3mのイオロ山、標高 232.9mの青地山、標高 221.3mの牟礼山を最高峰とする低起伏山地とそれに連なる丘陵地が広がっています。

本丘陵は信楽山麓と呼ばれ、標高 110～170mの低頂丘をなしています。北斜面は穏やかに北方の琵琶湖側へ傾斜し、末端には 2～3 段の段丘を載せています。

市の面積の大半を占める沖積低地は湖南低地と呼ばれ、さらに谷底平野、扇状地、自然堤防、三角州、後背低地等に区分されます。

沖積低地を流れる河川のうち、草津川、狼川、北川等のように山地や丘陵地から流出するものは天井川を形成しており、草津市の地形的特徴のひとつになっている。沖積低地を流下する主要河川（葉山川、草津川、狼川、北川など）のほとんどが天井川を形成しているが、なかでも、草津川は、河口より上流 1.0 kmからは著しい天井川となっていたが、昭和 46 年度からの放水路による平地河川化が進められ、平成 14 年 7 月に通水し、草津川の下流部 7.4 kmは廃川（旧草津川）となりました。

しかし、現在も、金勝川合流点から上流部は典型的な天井川となっています。

このように、市域の主要河川のほとんどが天井川であり、河口から JR 琵琶湖線までは平地河川化が進んできたが、中流や上流部は天井川となっている区間があり、他の河川と合流することがないことから、梅雨期や台風時には田畑や道路が冠水し、住宅の一部が浸水する等の内水氾濫が出現します。

市域の天井川では年間を通して流水の見られる日は少なく、降水後数日にして水は枯

れ、地下を流れる伏水となる。このため、天井川に沿って多くの溜池が築造され、農耕用のかんがい用水として貯水されてきました。

しかし、昭和 46 年度草津市用土地改良事業の完成とともに溜池もその機能を失い、つぎつぎと埋め立てられて宅地、学校用地、運動公園等多目的に利用されています。

3 地質

草津市域の地質は、地形と対応し区分されます。市南部のイオロ山、青地山、牟礼山等の山地は、中古生層の砂岩、粘板岩、チャートおよびこれらの岩石が熱変成作用を受けてできたホルンフェンス等の岩石から構成されており、風化作用に対する抵抗力が強いことから特徴的な円錐形の山地を形成しています。草津川(放水路)の上流には田上、信楽山地があり、中世代白亜期の花崗岩類から成り立っています。

一方、丘陵地は、粘土、砂、礫層よりなる古琵琶湖層群によって構成されており、北西の方向に穏やかに傾斜しながら、その末端に 2~3 段の段丘を載せ沖積低地の下に潜り込んでいます。

市域の古琵琶湖層群の厚さは、約 100m 余りで、粘土、シルト、砂、礫から構成され、5 枚以上の火山灰を含んでいます。また、本層群は基盤岩類と不整合で接し、丘陵地における走向は、北東で緩く北西に傾斜しています。

古琵琶湖層群の末端には標高 105~115m の範囲を中心として、段丘堆積物が分布しており、現在は果樹園、畑地、住宅地になっています。

琵琶湖の周辺には、ほぼ全域にわたって 3~7 段の段丘が発達しています。この段丘形式のプロセスやメカニズムについては未解明の部分もあり、おおむね赤色土化作用の有無によって旧期段丘層と新期段丘層に 2 大別されています。

構成物質は主に礫、砂、粘土です。

ボーリング資料によれば、沖積低地の地下、深さ 15~10m 付近に顕著な礫層が分布しています。この礫層は氾濫源性の堆積物と考えられ、新浜地区の地下 16.7m 付近の礫層中の木片によると、放射性炭素年代測定法で 33,600 ± 年 B P (B P は測定値の基準年(1950 年)、Before Physics の略) という年代が得られています。

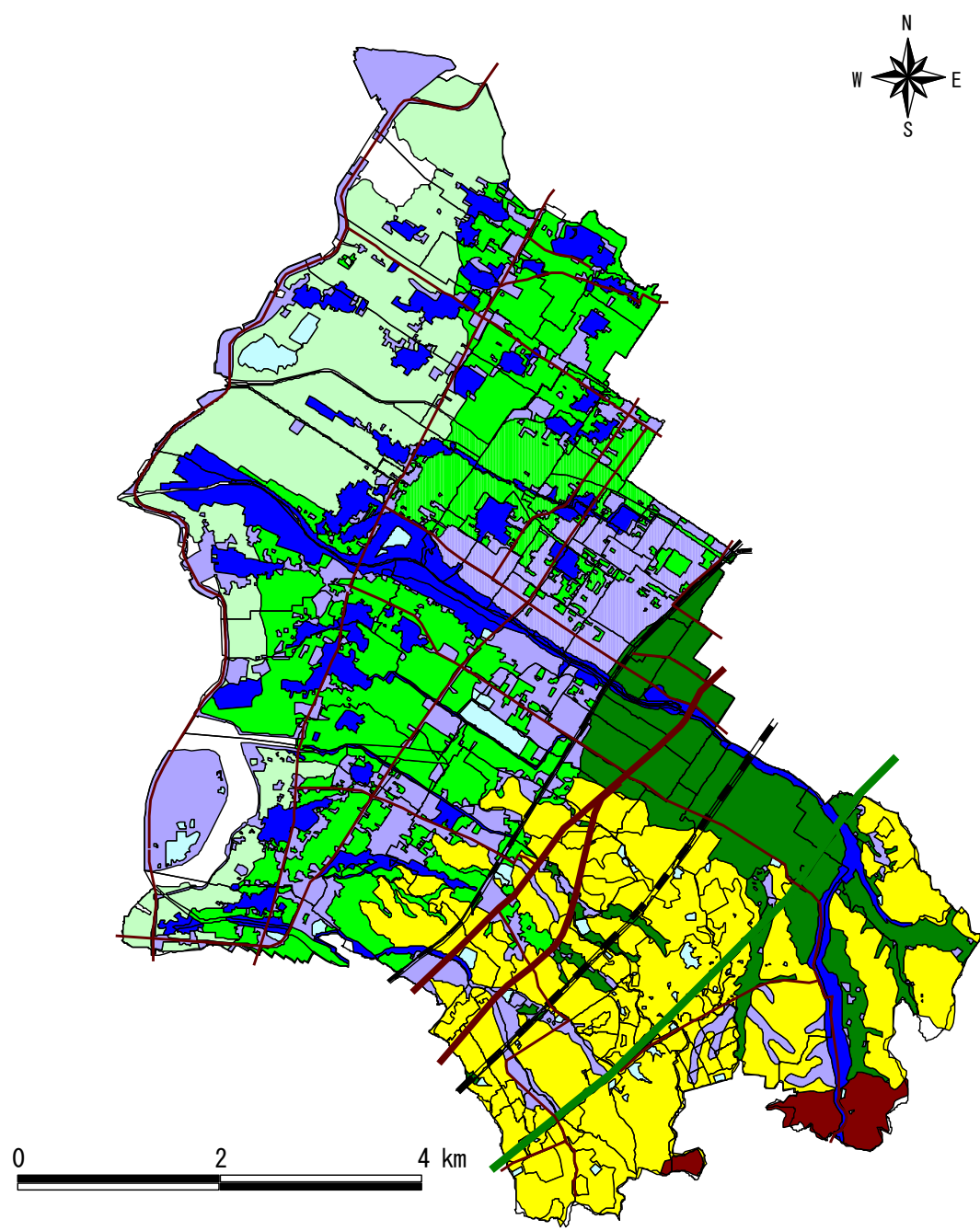
以上のことから地下 15~16m 付近に存在する礫層は、新期段丘層に相当すると考えられ、段丘の末端は沖積低地の地下に潜り込んでいることがわかります。

また、ボーリング資料からこの礫層は、湖岸から約 2.5Km 内陸に木川町付近で地下 2.5m と浅いところで礫層上限に到達しているが、湖岸に近づくほど深くなり、北山田町付近では地下 16m でもこの礫層に到達していないことが判明しています。

沖積低地は、過去 1 万年以降に堆積した扇状地性および三角州性の堆積物からなりたっており、沖積層とよばれる。市域の 75% の面積を占める沖積低地の地下構造をボーリング資料から推定すると、その地層は丘陵地と同様に、礫、砂、シルト、粘土、腐植土層が互層をなしており、過去における湖底堆積物で構成されていることがわかります。

また、沖積層の層厚は湖岸近くでは地下 15~20m、内陸部になるほど厚さを減じていて、沖積層の深さ 5~10m のところに腐植土層が幾層にもレンズ状に挟まれており、この腐植土層は俗に「スクモ」とよばれています。

●草津市の地形



地盤種別	
■	1種 [堅固な地盤・岩盤 (第3紀以前の地盤・岩盤)]
■	2種 [洪積層 (古琵琶湖層群・段丘堆積層)]
■	3-I種 [沖積層 (厚さ10m以下)、扇状地堆積物、谷底堆積物]
■	3-II種 [沖積層 (厚さ10m以下)、沖積層の大部分]
■	3-III種 [沖積層 (厚さ15m以下)、三角州性堆積物]
■	4種 [沖積層上の天井川堆積物、自然堤防堆積物]
■	4種 [沖積層上の盛土地盤、丘陵部の埋土地盤、沖積層 (厚さ15m以上)]
■	水部等

4 気象

草津市の気候は、年平均気温 14℃～16℃と県下では比較的暖かく、風は年間を通して、比較的穏やかで安定しており、その方向も夏は北から、冬は西から流れています。

降水量は、最も多い梅雨期で 200mm 余り、冬季の最も少ない時期と 180mm 近くの開きがあります。年総降雨量は平均約 1,600mm で、滋賀県内でも降水日数が少ない地域です。また、降雪日数は、1～2 月に集中しており、年間を通して平均 10 日前後しかなく、50 cm 以上の降雪日はありません。

歴年	気 温(℃)			風 速(m/s)		総降雨量 mm
	最 高	最 低	平 均	最 大	平 均	
1981	34.5	-6.6	14.0	6	1.0	1441
1982	33.3	-3.4	14.7	7	1.1	1351
1983	35.3	-2.7	14.9	6	1.1	1648
1984	36.4	-4.9	14.2	6	1.0	1121
1985	35.7	-3.8	15.0	6]	1.0]	1615]
1986	35.0	-3.4	14.4	7	1.1	1488
1987	36.4	-2.4	15.4	6	1.1	1393
1988	33.6	-2.6	14.5	7	1.1	1710
1989	33.9	-1.0	15.1	6	0.9	2037
1990	34.5	-3.4	15.6	10	1.3	1757
1991	34.8	-2.8	14.9	11	1.6	1732
1992	34.7	-2.6	14.6	9	1.5	1509
1993	32.7	-2.9	14.1	10	1.7	1907
1994	37.0	-3.2	15.4	12	1.8	926
1995	36.1	-3.2	14.3	10	1.7	1607
1996	35.4	-4.0	14.0	8	1.7	1673
1997	35.1	-5.4	14.7	9	1.7	1601
1998	34.9	-2.7	15.7	10	1.6	1863
1999	34.5	-5.1	15.1	8	1.7	1441
2000	36.1	-2.7	15.1	9	1.7	1306
2001	36.1	-3.5	14.9	9]	1.7	1297
2002	36.1	-2.9	15.1	8	1.7	1060
2003	35.3	-4.5	14.6	9	1.6	1950
2004	35.4	-3.6	15.6	10	1.6	1743
2005	34.5	-4.1	14.8	11	1.7	1170
2006	35.9	-3.8	14.6	9	1.5	1790
2007	36.6	-3.7	15.2	10	1.5	1349
2008	36.9	-2.5	15.2	10	1.5	1540
2009	35.6	-1.8	15.5	11	1.6	1421.5
2010	37.5	-2.4]	16.9]	11.7]	1.9]	1812]
2011	36.9	-3.9	15.3	9.4	2.0	1719
2012	36.4	-4.1	15.2	11.8	2.1	1582.5
2013	37.3	-2.4	15.6	10.7	2.1	1588.5
2014	36.8	-2.5]	15.1	9.8	1.9	1465
2015	37.5	-1.8	15.6	11.0	1.8	1939.5
2016	36.3	-4.0	16.0	9.3	1.7	1763.5

出典：気象庁 過去の気象データ
観測地：大津

5 人口

草津市では、昭和45年にJR（当時は国鉄）東海道線が複々線化し利便性が高まったことを契機として、京都、大阪のベッドタウンとして、区画整理等の規模の大きな都市開発が図られ、今日まで人口が増加してきています。

とりわけ、草津駅周辺では、1980年代の終わりに駅前再開発があり、その後も駅東西での大規模商業施設の開業、駅東西を結ぶ地下道整備、高層マンション建設などが進んで、草津市の人口増に寄与してきました。

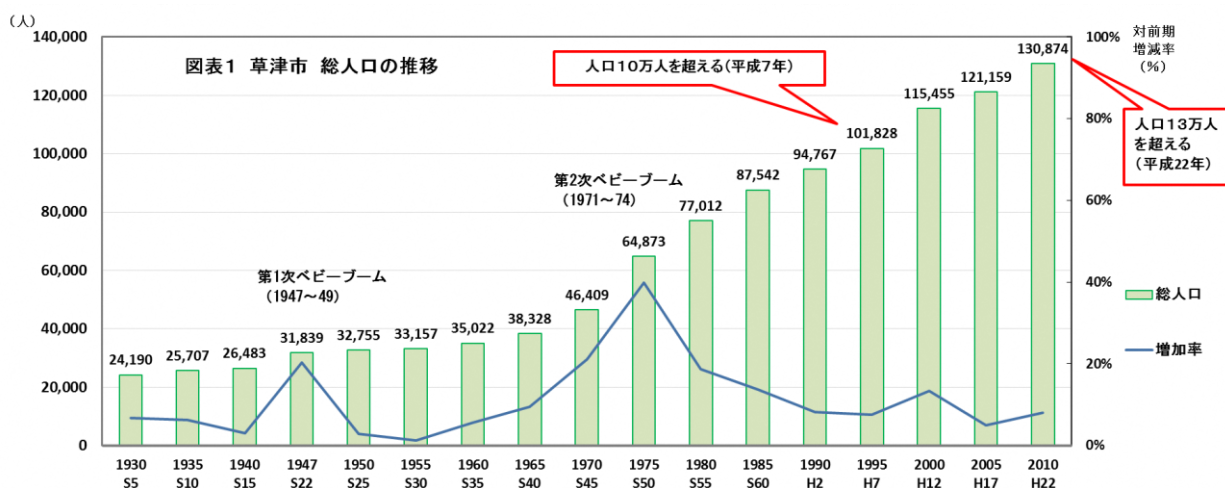
また、南草津駅周辺では、平成6年の立命館大学BKCの開学と駅の開業により若者の街が形成されています。さらに駅周辺の区画整理が進められて、戸建て住宅やマンションが建設され、継続的に人が移り住んでいます。

平成12年以降では、名神高速道路の草津田上ICと新名神高速道路が相次いで開通して高速道路網が整備されたこと、製造業企業が生産拠点を草津市に集約したこと、大規模な商業施設が近江大橋近くに開業したことなども人口増加の背景となっています。

草津市の総人口は、市制施行以来、一貫して増加を続けており、平成22年には13万人を超えています。平成17年以降、人口増加は緩やかになってきています。

人口減少は、全国では平成20年に始まり、人口増加県だった滋賀県でも平成26年10月に人口減少局面に入ったとされています。草津市は、現在まで人口増加を続ける、全国でも数少ない自治体の1つですが、今後は全国的に進む人口減少の影響を受けていくこととなります。

また、概ね1ha以上の規模の大きい宅地の開発は、令和4年頃で縮小していくものと予想され、今後、約10年程度で開発に伴う人口増は限定的になると見込んでいます。



出典：草津市人口ビジョン

6 土地利用

市域の土地利用を概観すると、湖岸の農業地域から J R 東海道本線に向けて徐々に都市的土地利用が高まり、J R 草津駅周辺で最も高密度な市街地となります。

さらに東南の方向、J R 東海道新幹線付近にかけて密度を下げながら市街地が続いたのち、名神高速道路付近に至るまで工業系の土地利用が特化し、やがて市城南東端の山林地域となります。

このように、市域は北西から南東方向にかけて、主要動線に分断されたような形で層状の土地利用構造を呈するといえます。

7 建築物

市統計書によると、市域の家屋の状況は平成 27 年 1 月 1 日現在、総棟数 49,255 棟、うち、木造建物 33,818 棟であり、人口の増加に伴い増加の傾向にある。平成 2 年以降増加率はほぼ横ばいで推移していたが平成 7 年以降再び増加に転じています。

非木造建物の数は年々増加し、総棟数に占める割合は昭和 55 年約 20% 弱であったものが、平成 22 年約 31.6% となっています。非木造建物の増加要因は、主に共同住宅によるものであり、高層化への動きや不燃化建物への移行等を反映しています。

ただし、依然として住宅系建物の約 4 分の 1 強が耐震診断や耐震補強が必要な昭和 56 年以前に建設された建物であり、耐震化率 95% を目指し、平成 27 年度に草津市既存建物耐震改修促進計画を改定し、既存不適格建物の耐震化を促進しています。

地区別建物の分布はほぼ人口密度と同様な状況を呈し、J R 草津駅を中心とする地区に極めて高い集積がみられ、外縁部にいくにしたがい、その集積度は急減します。

市南部の丘陵部は、新興住宅地、工業団地等での建物の集積がみられます。木造建物の分布は、草津町、川原、上笠、新浜町、若草等において木造率が 80% を超えています。

8 産業

(1) 農業

第 1 次産業では、西日本最大級のビニールハウス群を誇る野菜の一大生産地であり、水菜、ほうれん草、ねぎ、大根等を生産しています。経済成長に伴い、他産業従事者との所得格差による他産業への労働力の流出が増加する一方、急激な都市化現象による宅地需用の増大により農地のスプロール化が進み、生産基盤が脆弱化するとともに、農業機械への過剰投資により生産コストが上昇する等農業経営の行き詰まりが懸念されています。

このことから、今後は、農地の集約化と後継者の育成が最大の課題となり、少ない農地で農業収入を高めるために、優良品種の作付けや生産コストの低減を図り、機械の共同利用等農作業体系の改善が必要となっています。

なお、農地の集約化を図るほ場整備については、湖辺周辺はすでに完了していますが、施設の老朽化に伴う更新が課題となっています。

(2) 水産業

琵琶湖に面する草津市では、早くから北山田、志那、矢橋地区において刺網、貝曳き網、えり等によりコイやフナ等を採捕する漁業が行われてきました。

しかし、湖辺の漁場は、琵琶湖の汚濁、湖岸周辺の開発等による富栄養化現象やブラックバス、ブルーギル等の外来魚のため、魚の生息条件、漁業環境は悪化し、これら環境の変化に伴い、魚介類の天然産卵繁殖場が減少する等年々漁獲量は減ってきています。

(3) 工業

第2次産業では、電気製品を中心とした製造業の大規模工場等を有し、雇用の拠点として大きな役割を果たしています。

昭和40年代の企業進出により、草津市の工業製品出荷額は、昭和48年に県内第1位となり、以来、2度のオイルショック等の急激な国際的経済変動を経験したにもかかわらず、市内の企業は順調に成長を遂げています。

(4) 商業・サービス業

草津市の商業・サービス業は、湖南地域だけでなくJR草津線沿線の甲賀市域を含め、広い商圈を背景に、JR草津駅東口を中心として活動が営まれています。

さらに、モータリゼーションの発達と24時間型社会への移行とともに幹線道路沿いに多様な業態の店舗設置がめざましく、草津市においても国道1号や京滋バイパスなどの主要幹線を中心としてロードサイド型の商業集積が急速に広がり、この中には深夜営業の店舗も数多く現れています。

他方、旧街道筋等に面した商店街は、店舗の老朽化や後継者問題、さらには駐車場や道路等の車社会への対応の遅れ等から商業活動が低下しています。

こうしたことから、市街地の商業地域においては、消費者の高級志向、個性化志向に対応した店舗づくりと商品構成が図られ、ショッピングを楽しめる空間づくりやイベントの創出が試みられています。

9 道路

草津市は交通の要衝の地にあり、広域幹線道路として名神高速道路・新名神高速道路、国道1号が、市域の東部を南北に、JR東海道本線、同新幹線と併走しており、また湖岸寄りには主要地方道大津守山近江八幡線および主要地方道草津守山線が通っています。東西の広域幹線道路は、主要地方道栗東志那中線をはじめ県道が数路線整備されているものの、東側から山地が迫っているという東部地域の地形特性を反映して、南北幹線に比べると域内道路としての性格が強いといえます。

10 危険物施設

産業の集積、市民生活の高度化という現状をうけ、市域の危険物施設は膨大な数にのぼります。危険物の種類は、そのほとんどが第四類であり、その中でも第一石油類（ガソリン等）、第二石油類（灯油および軽油等）、第三石油類（重油等）が多くを占めます。

危険物施設は、野路町、青地町、岡本町をはじめ、工業専用地域、工業地域、準工業地域といった工業系の用途地域に大部分が分布しています。

一方、給油所等、工場以外に貯蔵されている危険物も多く、居住空間に隣接した危険物施設も多いといえます。

11 消防水利施設と消防団の現状

消防水利についてみると、平成29年4月1日現在の消防水利基準に適合する防火水槽は551基、消火栓は2,372基、その他の水利（濠・池）が1か所整備されています。

（H29年版滋賀県消防防災年報による）

市の消防団は1団（9分団、条例定員数274人）であり、平成30年6月1日現在の充足率は88%（242人）であり、就業形態別団員の構成は被用者が増えてきています。

また、災害時の外国人被災者の通訳・翻訳支援、平常時の災害に対する啓発を行う目的として平成27年9月1日、消防団本部に立命館大学留学生を主体に、機能別消防団員を組織しています。

第3章 脆弱性評価

1 評価の方法

次の方法により、脆弱性評価を行います。

- ① 市民生活・市民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定
- ② 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば草津市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定
- ③ 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

[個別施策分野]

- ①行政機能／防犯・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

[横断的施策分野]

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

2 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定【STEP2】

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、「起きてはならない最悪の事態」リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画や県地域計画との調和に留意しつつ、草津市の地理的・地形的、気候的、社会経済的な地域の特性や近年日本国内で発生した大規模自然災害、被害の想定となる草津市の過去の災害を踏まえ行うものです。草津市では、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、草津市の実情に応じて40の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

（1）直近の大規模災害

リスクシナリオを選定する上で、以下の全国的な自然災害を参考に、同様の災害が自地域で発生した場合の対応方策について検討を行いました。

種別		被害内容
地震	平成30年北海道胆振東部地震	厚真町では強振動による丘陵地での土砂崩れが多発し、36人が犠牲になった。また、地盤の液状化による噴砂、陥没などが多数発生し、甚大な被害をもたらした。さらに、北海道全域の電力供給が全てとまるブラックアウトが発生した。
	平成30年大阪北部地震	朝の通勤ラッシュ時に発生し、出勤困難に加え、交通網の回復が遅れて、帰宅者に大きな影響が出た。また、ライフラインの脆弱性、プロ

		ック塀の倒壊、エレベーターの閉じ込めなど、都市型災害の課題が顕在化した。
	平成28年熊本地震	一部の市町村庁舎で損壊等が発生し、仮設庁舎等に役場機能を移転。また、震災関連死が地震の直接的な影響による死者数を上回った。
	平成23年東日本大震災 (災害関連死)	18,000人を超える死者・行方不明者に加え、震災関連死が3,600人を超えた。そのうち約9割が高齢者、約半数が発災後3カ月以内に亡くなっている。
風水害・土砂災害	平成30年台風第21号	強風による高波やタンカーの連絡橋への衝突などにより関西国際空港が孤立した。また、多くの電柱が倒れて、広域停電が発生した。
	平成30年7月豪雨	大雨特別警報が1府10県に発表されるなど西日本から東海地方を中心に広範囲で記録的な大雨となり、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生した。死者・行方不明者数が200名を超えた。
	平成28年北海道豪雨災害	8月に複数の台風が北海道に上陸・接近し、河川の氾濫や土砂災害が発生。また、北海道を中心に多額の農業被害が生じた。
	平成27年関東・東北豪雨 (長時間の浸水)	避難の遅れ等により、多くの住民が取り残された。広範な市街地で長時間排水できない被害が生じた。隣接市の避難場所の一部を開放した。
	平成29年九州北部豪雨	線状降水帯の影響により、多数の河川の氾濫や土砂災害が発生。一部の地域では河川氾濫前の避難勧告等が間に合わなかった。
	平成28年台風10号 (岩手県)	河川の氾濫により、要配慮者利用施設が浸水。避難勧告等が間に合わない地域があった。
	平成26年広島土砂災害	線状降水帯の影響により、多数の土砂災害が発生。避難勧告等が間に合わなかった地域があった。
	風害(火災)	平成28年糸魚川大規模火災
雪害	平成30年2月大雪	福井県等で記録的な大雪により、高速道路や幹線道路等で通行止め等の交通障害が発生。
火山	平成27年御嶽山噴火	予測困難な突然の水蒸気噴火により多数の死者を出す事態となった。

(2) 被害の想定となる草津市の過去の災害

リスクシナリオの選定にあたり、以下の被害の想定となる草津市の過去の災害を踏まえ、検討を行いました。

発生年月日	種別	被害内容
享和2年6月29日未刻 (1802年7月28日)	風水害	28日豪雨あり、29日まで北東の風強く、草津川が金勝川との合流点付近より長さ100mにわたって決壊、草津宿の流出・倒壊家屋287軒、行方不明者数百人、溺死者42人
嘉永元年6月6日 (1848年7月6日)	風水害	守山・草津・瀬田近在、大洪水にて大荒れ、人多く死に家流れる葉山村出水甚だしく六地藏村にて堤防決壊川辺・目川・渋川・中沢・川原・上笠等の諸村みな浸水す
明治元年	風水害	湖面水位上昇0.94m
明治3年9月18日	風水害	草津川、馬場地区の数ヶ所で破堤
明治8年8月13日	風水害	湖面水位上昇1.36m、下物・下寺・片岡・志那・志那中・北山田で被害、田畑冠水97町歩
明治9年9月29日	風水害	湖面水位上昇0.94m、下物・下寺の田畑冠水37町歩
明治10年9月21日	風水害	湖面水位上昇1.18m、下物・下寺の田畑冠水31町歩
明治14年7月9日	風水害	湖面水位上昇1.38m、下物・下寺・志那中の田畑冠水44町歩
明治17年7月20日	風水害	湖面水位上昇2.12m
明治18年7月1日	風水害	台風、老上村倒壊家屋3戸、浸水140戸、田畑被害60町歩
明治18年7月4日	風水害	海面水位上昇2.71m、老上村14戸浸水、栗太郡で水害1547町歩、野洲郡で3008町歩が冠水、7月の豪雨で草津川破堤、さらに9月2日にも決壊
明治22年9月5日	風水害	湖面水位上昇2.00m
明治23年5月10日	風水害	湖面水位上昇1.97m
明治24年10月28日	地震	栗太郡志津村(現草津市青地町付近)で「亀裂より泥水を噴出したところが7箇所もあった。」との報告があり、おそらく地盤の液状化に起因するものと考えられ、甚大な被害
明治25年7月27日	風水害	湖面水位上昇1.14m、1732戸被害、655町歩が冠水
明治28年8月9日	風水害	湖面水位上昇2.12m
明治29年9月13日	風水害	湖面水位上昇3.73m、7月、8月、9月の大雨で県内の10,743町歩が冠水、栗太郡で死傷者2名、流失・全壊家屋192戸、家屋半壊174戸、床上浸水2225戸、床下浸水429戸、田浸水1508町歩、畑浸水145町歩、堤防決壊48箇所1351間、山田村水没
明治32年10月10日	風水害	湖面水位上昇1.45m
明治36年7月25日	風水害	湖面水位上昇1.47m
明治40年9月11日	風水害	湖面水位上昇1.28m
大正6年10月29日	風水害	湖面水位上昇1.43m
昭和3年6月17～18日	風水害	梅雨前線による大雨、伯母川出水氾濫で109戸浸水
昭和5年7月31日	風水害	水害で狼川堤防83m、伯母川で堤防93m、北川で堤防32m、草津川上流の上田上で堤防281m決壊、さらに十禅寺川で堤防105mが決壊し水田3町歩を埋没
昭和9年9月21日	風水害	室戸台風災害、山田小学校倒壊、瀬田川鉄橋で列車転覆、老上小学校も一部倒壊、草津地方で死者19名、重軽傷者139名など。本台風は風台風であった

昭和 13 年 6 月～7 月	風水害	豪雨で葉山川・草津川氾濫、7 月 4 日午後 6 時 20 分頃志津村大字馬場小字新川原付近の草津川堤防が決壊、翌 5 日にも同小字付近が再び 110m にわたり決壊
昭和 28 年 7 月 21 日	風水害	湖水上昇+65cm、200 町歩冠水、山田・笠縫・常盤で被害
昭和 28 年 9 月 15 日	風水害	台風 13 号災害、栗太郡で家屋全壊 3 戸、半壊 43 戸、床上浸水 641 戸、床下浸水 2741 戸、田冠水 1470 町歩、道路決壊 225 箇所
昭和 30 年 10 月 20 日	風水害	台風 26 号災害、豪雨で草津川・大戸川・宮川・金勝川の堤防が切れ、下笠で畑が水没
昭和 34 年 9 月 26 日	風水害	伊勢湾台風、草津市域の河川氾濫 8 箇所
昭和 35 年 7 月 8 日	風水害	豪雨で草津川旭橋(草津 1 丁目)付近の左岸堤防 250m に亀裂、決壊はしなかった
昭和 36 年 6 月 25～29 日	風水害	梅雨前線豪雨、笠縫小学校氾濫のため休校、床上浸水 1 戸、床下浸水 306 戸、水田冠水 439ha、堤防決壊 6 箇所、被災所帯 11 戸、被災者数 47 人、湖面上昇による草津市域での浸水面積は最大で 243ha
昭和 36 年 9 月 16 日	風水害	台風 18 号災害、市域での被害は死者 1 名、重軽傷者 128 名、家屋全半壊 1008 戸、床下浸水 28 戸など
昭和 39 年 2 月 9 日	風水害	草津川トンネル改修工事中の不手際で降雨後浸水
昭和 40 年 7 月 8 日	風水害	豪雨で草津地区の約 50 戸が床下浸水、30ha が冠水
昭和 40 年 9 月 17 日	風水害	台風 24 号災害、川原地区の葉山川堤防が決壊、草津川右岸堤防も国道 1 号付近で長さ 20m、幅 2.5m にわたって削られた
昭和 42 年 7 月 9 日	風水害	集中豪雨、駒井沢川右岸 7m、北川左岸 10m にわたり決壊、30 戸が床下浸水
昭和 43 年 7 月 2 日	風水害	豪雨により大路 1 丁目、草津 2 丁目など約 380 戸が床下浸水、集町の中ノ井川と駒井沢川の合流点が約 3m にわたり決壊した。市域で床上浸水 25 戸、床下浸水 825 戸、河川被害 56 箇所、道路被害 22 箇所
昭和 43 年 7 月 26 日	風水害	局地的な集中豪雨、葉山川左岸で決壊
昭和 44 年 6 月 26 日	風水害	豪雨のため北大萱の中ノ井川右岸決壊、水田 30ha が浸水、同河川の破堤は 6 月 11 日、13 日に続いて 3 度目である、さらに 8 月 2 日も切れ、浜街道が 3ha 冠水した
昭和 45 年 6 月 14～16 日	風水害	豪雨で中ノ井川氾濫、北大萱付近で右岸堤防が長さ 10m にわたり決壊、田畑約 12ha 浸水、さらに同河川右岸が約 7m にわたり決壊、水田 30ha が冠水
昭和 46 年 9 月 26 日	風水害	台風 29 号災害、草津川旭端付近で水位 1.5m、130 戸が床下浸水、430 名被災
昭和 47 年 7 月 12～13 日	風水害	豪雨で北川堤防が 13 日午後 5 時頃決壊、河川 52 箇所、道路 24 箇所、橋 4 箇所が被害
平成 7 年 1 月 17 日	地震	兵庫県南部地震(草津市域は震度 5)があり、矢橋帰帆島内において液状化による通行制限や一部の地域で墓石等の倒壊被害が発生
平成 25 年 9 月 15～16 日	風水害	台風 18 号災害、16 日午前 5 時 5 分大雨特別警報を滋賀県に発令、土砂崩れ、土砂流入、護岸損傷 計 53 箇所

出典：平成 7 年度草津市震災対策基本計画基礎調査報告書、草津市、草津市史第 I 巻～第 V 巻(1982～1990)、草津市史編纂委員会、滋賀県災害誌(1966)、滋賀県総務部消防防災課・彦根地方気象台編集

(3) リスクシナリオの選定

本計画は、上記を踏まえ、県地域計画で設定されている「起きてはならない最悪の事態」を参考に、大規模自然災害に対して、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす40の「起きてはならない最悪の事態」について設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	【災害発生時】 直接死を最大限防 ぐ	1-1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3)	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4)	琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生
		1-5)	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-6)	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	【災害発生直後】 救助・救急、医療 活動が迅速に行わ れるとともに、被 災者等の健康・避 難生活環境を確実 に確保する	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6)	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【災害発生直後】 必要不可欠な行政 機能は確保する	3-1)	被災による、警察機能、司法機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【災害発生直後】 必要不可欠な情報 通信機能・情報サ ービスは確保する	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5	【災害発生直後～ 復旧】 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーン※の維持への甚大な影響
		5-3)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6)	食料等の安定供給の停滞
6	【災害発生直後～ 復旧】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4)	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	【復旧】 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3)	ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4)	有害物質・油の大規模拡散・流出による市土の荒廃
		7-5)	農地・森林等の被害による市土の荒廃
8	【復旧から復興】 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響

※用語注釈 サプライチェーン (供給網)

【参 考】

○国基本計画では設定されている45のリスクシナリオのうち、本計画では採用しないものの例

・広域にわたる大規模津波などによる多数の死傷者の発生
・海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
・複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
・海上・臨海部の広域複合災害の発生

3 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定【STEP2】

国基本計画や県地域計画において設定された施策分野を参考に、市強靱化地域計画では、個別9つと横断的2つの合計11つの施策分野を設定します。

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価します。

【個別施策分野】 ①行政機能／消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

【横断的施策分野】 ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

【施策分野】	
個別	①行政機能／消防等
	②住宅・都市
	③保健医療・福祉
	④エネルギー
	⑤産業
	⑥交通・物流
	⑦農林水産
	⑧国土保全・土地利用
	⑨環境
横断的	①リスクコミュニケーション
	②老朽化対策

4 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価【STEP3】

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、別紙1「脆弱性評価」のとおりとします。

5 リスクに対する施策推進方針の検討【STEP4】

別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化を推進するため、次のとおり個別・横断的施策分野別推進方針を示します。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、施策推進方針を別紙2「施策推進方針」のとおり選定しました。施策推進方針は、今後これを踏まえて、草津市の強靱化施策について推進していきます。

また、施策推進方針は重要業績指標（KPI）を設定し、施策の進行管理やPDCAサイクルの検証のため、活用するものとします。

第4章 起きてはならない最悪の事態の重点化

限られた予算や人員の中で、効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、どの施策を重点的に行っていくのかを考える必要があります。

本計画では、影響の大きさや緊急性という観点から、下表のとおり「重点化すべき起きてはならない最悪の事態」を選定し、それを回避するための各施策について重点化を図ることにしました。

選定については、国基本計画の重点プログラムや地理的な類似性を考慮し、県強靱化地域計画を参考に選定を行いました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		重点化
1	【災害発生時】 直接死を最大限防ぐ	1-1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	★
		1-2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
		1-3)	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	★
		1-4)	琵琶湖の大規模氾濫による多数の死傷者の発生	
		1-5)	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	★
		1-6)	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
2	【災害発生直後】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	★
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
		2-3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	★
		2-4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
		2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-6)	被災地における感染症等の大規模発生	
		2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	★
3	【災害発生直後】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による警察機能、司法機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	
		3-2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4	【災害発生直後】	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	

	必要不可欠な情報 通信機能・情報サ ービスは確保する	4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達で きない事態	
		4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達 ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	★
5	【災害発生直後～ 復旧】 経済活動を機能不 全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競 争力の低下	★
		5-2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーン の維持への甚大な影響	
		5-3)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-4)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚 大な影響	★
		5-5)	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への 甚大な影響	
		5-6)	食料等の安定供給の停滞	★
6	【災害発生直後～ 復旧】 ライフライン、燃 料供給関連施設、 交通ネットワーク 等の被害を最小限 に留めるととも に、早期に復旧さ せる	6-1)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、 石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	★
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止	★
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4)	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期 間にわたる機能停止	
		6-5)	防災インフラの長期間にわたる機能不全	
7	【復旧】 制御不能な複合災 害・二次災害を発 生させない	7-1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の 発生	★
		7-2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う 陥没による交通麻痺	
		7-3)	ため池、防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能 不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
		7-4)	有害物質・油の大規模拡散・流出による市土の荒廃	
		7-5)	農地・森林等の被害による市土の荒廃	★
8	【復旧から復興】 社会・経済が迅速 かつ従前より強靱 な姿で復興できる 条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅 れる事態	
		8-2)	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に 精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠 如等により復興できなくなる事態	
		8-3)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生によ り復興が大幅に遅れる事態	

	8-4)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	8-5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	8-6)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響	

第5章 施策推進方針の重点化

1 推進方針

限られた資源で効率的・効果的に草津市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

市強靱化地域計画では、草津市が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度などを考慮して、40の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の内、13の重点化「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に、幅広く対応できる施策について、50の施策のうち12の施策を重点施策として選定しました。

なお、施策を進めるうえでの、具体的な事業施策項目別事業一覧は別紙3のとおりです。

※重点とする施策は☆マークで示しています。

個別・横断的施策分野別推進方針

個別施策分野

【行政機能／警察・消防等】

《行政機能》

（学校施設の耐震対策）

○市立学校等の安全・防災機能の確保のため、非構造部材の耐震化等必要な対策を講じます。（教育総務課）

（行政情報基盤の防災機能の強化）

○BCP対策として、バックアップ機能を適切に運用し、クラウドを促進します。（経営戦略課）

（災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持）

○全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練等します。（危機管理課）

（住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信）

○住民等に対し、ホームページ、SNS（Twitter、Facebook）等を活用し、正確かつ迅速に情報発信を行うほか、広報紙等で災害時において多様な情報入手手段が存在することを日頃から周知し、防災意識向上に努めます。（広報課）

○住民等への情報伝達手段の多様化を図るため、これまでの防災行政無線に加え、ホームページ、災害情報共有システム（Lアラート）、草津市メール配信サービス、SNS（Twitter、Facebook）、地上デジタル放送を活用したデータ放送によるほか、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進します。（危機管理課）

○住民等への情報伝達手段としてメール配信サービスを活用し、安定した運用を促進します。（経営戦略課）

（市の業務継続に必要な体制の整備）

○災害発生時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、定期的な教育等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や業務継続計画（BCP）、災害時受援計画を策定し、状況の変化等に応じた体制の見直しを行います。（危機管理課）

（関係行政機関等との連携体制の整備）

○災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、県内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や滋賀県、関西広域連合、民間事業者、NPO、医療関係団体、遠隔地自治体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図ります。（危機管理課）

（要配慮者対策の推進）

○支援体制の充実を図るため、広域福祉避難所の設置に向けた社会福祉施設等との協定締結や、避難支援関係者等による協議を進めます。また、草津市国際交流協会と連携し、機能別消防団の活動を支援することで、災害時の外国籍住民の避難体制の強化を図ります。（危機管理課）

○「草津市災害時要援護者避難支援プラン」の推進を図るため、民生委員・児童委員の協力を得ながら、災害時要援護者の登録を進めるとともに、町内会（自主防災組織・マンション管理組合）との協定をさらに進め、日頃からの支援体制づくりを推進します。（危機管理課・健康福祉政策課）

（帰宅困難者対策の推進）

○公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、帰宅困難者の支援体制の確立と企業や学校との連携体制整備、帰宅困難となった場合の対応法に関する普及活動、災害時交通状況に関する情報の伝達体制整備、二次災害の防止体制の確立を図り、「クロスアベニュー草津における災害時の避難協力施設としての一時利用および維持管理に関する協定」などを運用し、帰宅困難者を想定した訓練を進めていきます。（危機管理課）

○県の締結している「災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定」においても旅館等施設での帰宅困難者の支援方法について定められており、災害時において帰宅困難に陥った場合、市が県に応援要請などの連絡体制について、日常から、情報共有を行う必要があります。（滋賀県・危機管理課）

（非常用物資の備蓄促進）

○災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、引き続き啓発に努めます。また、災害用食糧および生活必需品の備蓄について、備蓄量等を適宜見直し、想定される被害規模に対応した物資の備蓄を行います。（危機管理課）

（被災者生活再建支援制度の充実）

○市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、国、県と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図ります。（危機管理課）

（原子力災害に対する実効性ある多重防護体制の構築）

○災害時の防護対策の実効性の向上を図るため、平時からモニタリング資機材等のハード整備や定期的なモニタリングの実施を行います。（危機管理課）

（幼稚園・保育所・こども園の施設整備）

○公立幼稚園等については、園児および市民の安全・安心な避難場所にもなっており、老朽化した施設の改修や増築を行うことで、防災・減災の機能強化を推進します。また、第二期草津市子ども・子育て支援事業計画における、保育定員を確保するために、私立認可保育所等の整備事業を支援し安全・安心な子育て環境を整備します。（幼児施設課）

（公営住宅施設の耐震対策等）

○災害発生時における要配慮世帯やコミュニティに配慮した避難場所確保の観点から、老朽化が進む市営住宅の建替え（公営住宅等整備事業）並びに長寿命化対策（公営住宅等ストック総合改善事業）を進めます。（住宅課）

《消防等》

(防犯対策事業)

○災害発生時においても、大幅な治安悪化を招かないように、地域防災力の向上を図るよう自主防犯活動の促進を図ります。犯罪の抑制と円滑な警察業務の遂行に繋がることから、市内の犯罪多発地域における交番の増設や警察官の増員について、県や国に対して継続して要望活動を進めていきます。（滋賀県・危機管理課）

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

○被災時における救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、県消防学校において、個々の消防職員の能率的な職務遂行能力等の資質向上を図るとともに、全ての新任消防団員への消防教育受講に向けた取組を促進します。（危機管理課）

○災害発生時における救助・救急活動を担う人材を確保するため、湖南広域消防局西消防署、南消防署と連携し、広く市民に対し消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、消防職団員の確保に向けた環境を整備します。（危機管理課）

【住宅・都市】

(住宅・建築物等の耐震対策【住宅・建築物安全ストック形成事業】)

○住宅および多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修に対する補助制度の整備を図ります。

また、これらを推進するためリーフレット、ホームページ等を活用し広く啓発を行います。（建築課）

(空き家対策)

○周辺環境の維持、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止し所有者による適正管理を促すため、関係各部署と連携し、総合的な空き家対策を推進します。

（建築課）

(公園・緑地・オープンスペースの確保)

○都市の防災機能を担うものとして、延焼防止効果を向上させるため、オープンスペース（公園、緑地等）の確保を図ります。（公園緑地課、草津川跡地整備課）

○都市の防災機能を担うものとして、延焼防止効果を向上させるため、市街地再開発事業や土地区画整理事業を通して、空地等の緑化による緑地やオープンスペース（公園、街路等）の確保を図ります。（都市再生課）

(上水道施設の防災対策の推進) ☆

○災害発生時において安定した上水道機能の維持・確保を図るため、上水道施設の災害対策を進めます。（上下水道施設課）

○被災時における迅速な上水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、草津市上下水道業務継続計画（BCP）に基づき実効性を確保します。（上下

水道施設課)

(下水道施設の防災対策の推進)

○災害発生時において安定した下水道機能の維持・確保を図るため、下水道施設の災害対策を進めます。(上下水道施設課)

○被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、草津市上下水道業務継続計画(BCP)に基づき実効性を確保します。(上下水道施設課)

(危険物等対策の推進)

○危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、危険物、高圧ガス、火薬類を取り扱う事業者・教育研究機関を把握し、自主保安体制の強化や緊急時体制の整備を促進します。(危機管理課)

【保健医療・福祉】

(災害医療体制の充実)

○災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、保健所や医療関係団体等と連携し、平時から情報を共有し、各種訓練等を通じ、医療救護体制の整備、強化を図ります。(健康増進課)

(感染症の発生・蔓延防止)

○災害発生時における感染症の発生・蔓延(人に限る)を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害発生時には、保健所や医療関係団体等と連携して、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。(健康増進課)

(高齢者施設等の防災・減災対策等)

○民間事業者等と連携した火災予防・被害軽減のための取組や耐震化を推進します。また、高齢者施設等における防災・減災体制の強化に資する設備の整備・装備資機材の充実等の取組を推進します。(介護保険課・長寿いきがい課)

(福祉避難所等の機能強化)

○災害時において一般の避難所では生活困難な高齢者、障害者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定促進を図ります。また、要配慮者に対する緊急的な支援を図るため民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークの構築を図ります。(障害福祉課・介護保険課・長寿いきがい課)

【エネルギー】

(自立・分散型エネルギーシステムの整備促進)

○各家庭や事業者に対して、太陽光や地中熱等の再生可能エネルギーの普及・啓発やエネルギーの有効活用を推進することで、自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギー)

ギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等)の推進を図るとともに、災害発生時における各家庭等のエネルギー確保に寄与します。(くさつエコスタイルプラザ)

○災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、業務継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設において、自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等)が整備・導入されるよう、環境にやさしい事業計画書やKEMSの運用を通じて促進します。(環境政策課)

(適切な燃料供給のための体制整備)

○災害発生時に必要な燃料を確保するため、石油関係団体との応援協定に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うとともに、定期的な訓練等の実施により供給体制の整備を図ります。(危機管理課)

【産業】

(中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援)

○企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害時における経済活動(サプライチェーンを含みます)への影響を最小限とするため、商工会議所と連携し、研修会等の開催により、企業のBCP策定・運用につながる実効性のある支援を進めます。(商工観光労政課)

(本社機能の誘致・企業立地の推進)

○企業の経済活動のリスク分散および国全体の強靱化に資する観点から、滋賀県地域計画の内容を踏まえつつ、首都圏等の県外に立地する企業の本社機能や生産拠点の市内への移転、立地を促進します。(商工観光労政課)

【交通・物流】

(主要幹線道路等ネットワークの整備) ☆

○災害発生により、広域道路網が草津市で分断すれば、国土を分断することとなり、草津市のみならず国・県全体の経済活動の停滞を招くことから、他府県および海外からの支援の受入や他府県への支援を中継すること、他府県の交通拠点へのアクセス性を高めるため、主要幹線道路ネットワークの整備や受援拠点となり得る防災道の駅の設置などについて、国や県、近隣市町などと連携・支援するとともに、整備を要望していきます。(都市計画課・土木管理課)

(緊急輸送道路等ネットワークの整備) ☆

○道路インフラの被災により、医療施設や広域防災拠点、県庁、市町役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、道路ネットワークの整備を着実に実施するとともに、草津市橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の耐震対策を進めます。(道路課)

○冬期における災害発生時の交通の確保を図るため、除雪体制の強化を図ります。(道路

課)

○漁港等の港湾施設については、指定管理者制度による円滑な管理・運営を図り、指定管理者に対しての管理・点検に関する指導・助言を行うとともに、適宜適切な整備・補修等を行います。（農林水産課）

○災害発生時において、滋賀県の緊急輸送道路をつなぎ、補完する役割として機能する草津川跡地の道路の整備を進めます。（草津川跡地整備課）

（無電柱化対策の推進）☆

○災害発生時において、電柱等の倒壊による被害軽減や緊急車両の通行確保に効果的で、かつ沿道の景観向上の効果もある草津宿本陣前の市道の無電柱化に取り組みます。（都市計画課）

（道路啓開体制の整備）

○災害発生後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な経路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ります。（道路課）

【農林水産】

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

○農用地の適正管理、効率的かつ安定的な経営体への利用集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じて、農業生産活動を継続することにより耕作放棄地の発生を抑制すると共に、既存の耕作放棄地の復旧や遊休農地の解消に努め、農用地の保全を図ります。（農林水産課）

○老朽化した施設については、地域用水機能の維持・増進を配慮しつつ、計画的な維持管理体制の構築を図ります。（農林水産課）

（農業用ため池の防災対策の推進）

○市内に点在する農業用ため池の管理者との連絡体制を構築し、連携して災害対応力の向上に取り組んでいきます。（農林水産課）

（農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策）

○生産インフラである農業用ハウスの台風や大雪などの災害対応強化に向けて、日常保守点検の適切な実践についての普及啓発や農業用ハウスの強度向上のための補強対策を進める必要があります。（農林水産課）

（水産業関係施設の機能保全）

○災害発生時における、水産物の生産・流通の基盤となる漁港等施設の機能保全のため、県・関係団体等と情報交換を適宜行い、必要に応じ支援等を実施・検討します。（農林水

産課)

【国土保全・土地利用】

（流域治水の推進）☆

○滋賀県流域治水の推進に関する条例では、川を安全にながす対策、降った雨を一時的にためる対策、地域の防災力を高めるそなえる対策、被害を最小限にとどめる対策を軸とした流域治水を推進することで、市民の生命と財産を水害から守り、減災につながるものと考えている中、洪水を防ぐためには計画的な河川整備を推進することが重要であり、市内を流れる一級河川の改修については引き続き滋賀県に要望するとともに、洪水から命を守る対策として河川整備に頼るだけでなく、行政、市民、事業者が連携して地域での防災力の向上を図るなど、総合的な流域治水を推進します。（河川課、土木管理課）

（河川の整備）☆

○滋賀県が行う一級河川の改修に加え、市が行う市街地の雨水を処理する雨水幹線整備を効率的、効果的な河川改修を推進します。今後も高い水準での水害対策としての河川整備を継続的に行います。（河川課、土木管理課）

（浸水対策の推進）☆

○近年、異常気象による局地的な集中豪雨が頻発しており、市内の河川や市街地内の水路の氾濫による浸水被害が予測されます。このため、各河川管理者による計画的な河川整備と洪水時における市民の的確な判断が普段からできるよう、水害に関心を持っていただくため、洪水・内水ハザードマップ等を活用し、人命被害を発生させない体制づくりに努めます。（河川課）

（土砂災害対策の推進）☆

○土砂災害警戒区域等の住民への有事の際の迅速な情報伝達と警戒避難体制の構築を引き続き進め、被害の軽減と二次災害発生の防止に努めます。（河川課）

（山地災害対策の推進）

○災害に強い森林を形成する観点から、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る森林として整備及び保全を推進します。（農林水産課）

○鳥獣害の防止については、防護柵の設置等による植栽木の保護措置又は銃器やわなによる捕獲を地域の実情に応じ実施しており、引き続き地元猟友会等関係機関と連携し被害防止に努めます。（農林水産課）

（鉄道施設の防災機能の強化）

○地域交通や全国の人の移動を支える鉄道施設の防災機能を強化するため、各鉄道事業者において、鉄道施設の耐震化や総合的な防災対策が実施されるよう促進します。（交通政策課）

（地籍調査の推進）

○災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査による境界の復元および確認のメリットを市民に周知するなど、地籍調査の計画的な実施をしていきます。（土木管理課）

【環境】

（有害物質等対策の推進）

○有害物質や油等による市域の汚染を防止するため、市条例に基づき立入を行った事業者に対し、有害物質の適切な取扱いや、油流出に対する訓練および未然防止策の啓発等の取組を継続します。（環境政策課）

（災害廃棄物処理体制の強化・充実）

○災害発生時に廃棄物の収集・処分が迅速に行われるよう災害廃棄物処理計画を策定しており、適切に運用できるよう職員の訓練を行う他、災害廃棄物の仮置場の確保を進めます。（資源循環推進課）

（アスベスト含有調査の推進【住宅・建築物安全ストック形成事業】）

○災害発生時の倒壊によるアスベストの飛散防止のため、アスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ります。（建築課）

横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

（防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上）☆

○地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織等への出前講座での研修・交流、継続的な防災訓練等を実施します。（危機管理課）

○出前講座等を通じて、「洪水・内水ハザードマップとは何か」・「ハザードマップの見方」・「具体的な洪水被害の対策方法」・「洪水被害の恐ろしさ」について説明と、その開催地域のハザードマップを見て、地域の危険箇所や避難所避難経路等を再確認いただき、水害時の被害軽減に努めます。（河川課）

○災害時においても児童生徒自身が自分の命は自分で守れるよう、学校安全計画に基づき各小中学校において防災訓練と防災教育に取り組みます。また、教職員向けに学校防災教育コーディネーター連絡会を開催し、学校全体の防災力強化に努めます。（スポーツ保健課）

（災害ボランティアの活動支援）☆

○災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、草津市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定を草津市社会福祉協議会と締結しています。平常時から相互に協議・連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関との良好な関係の維持

に努め、災害時にどのように活動すべきであるか最善の方法を検討し、必要に応じて会議等の開催やセンターの運営に必要な研修・訓練等を実施します。（健康福祉政策課）

（災害時応援協定を締結する団体等との連携強化）☆

○災害発生時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定団体との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。（危機管理課）

○災害時において、草津市・草津市社会福祉協議会・草津青年会議所の三者が包括的な連携のもと、それぞれが有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協力することにより、災害ボランティア活動などの被災者支援活動を効果的に行います。（健康福祉政策課）

【老朽化対策】

（公共施設等マネジメント）☆

○建築基準法や消防法など、公共施設においても義務づけられている各種点検・調査他、公共施設等総合管理計画に定める定期的な点検や劣化度調査により、施設状況を把握し、適正に維持管理された状態とコンプライアンスの確保を図ります。（総務課）

○市有建物として持つべき性能基準について、災害等想定されるリスクへの対応、社会動向への対応、地球環境への配慮、快適性・生産性などの視点から設定を行います。（総務課）

○市有建築物の長寿命化と保全費の平準化のため、定期的に劣化度調査を実施して、建築物の劣化具合を把握し、施設状況に基づき施設毎に作成した保全計画に基づく計画的な予防保全工事を行います。（総務課）

第6章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

国土強靱化は、市強靱化地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国基本計画による取組や滋賀県が作成する地域計画の取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進していきます。

2 進行管理

進行管理においては、市強靱化地域計画に基づく国土強靱化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、必要に応じてその進捗状況を把握します。

また、改定の際には、庁議を踏まえて、各分野から意見を集約し、事業の進行管理をします。

3 計画の見直し

市強靱化地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直すこととします。

特に、大規模災害や総合計画の見直しの時期に合わせて見直すものとします。